

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○認証食品の認証(二件)

○保安林の指定の予定

○道路の区域変更

○土地区画整理事業の施行の認可

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

公 告

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○教育委員会定例会の開催

教育委員会

○公安委員会

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

告 示

○宮城県告示第六百十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

ページ

一 認証食品

○宮城県告示第六百十三号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二四四	農産物漬物	曲竹生活改善クラブ	かあちゃん漬工房	刈田郡蔵王町大字曲竹字核所一五
二四八		代表 我妻君代		

二 認証年月日

平成二十八年七月一日

○宮城県告示第六百十四号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二四四	ずんだ餅	有限会社エンドー餅	有限会社エンドー餅	仙台市青葉区宮町四丁目七番二六号
二四九		店	店	
二五五	柞つき餅	有限会社エンドー餅	有限会社エンドー餅	仙台市青葉区宮町四丁目七番二六号
十		店	店	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二七〇〇六九三	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」富谷校 黒川郡富谷町成田四丁目十八番一 ERNNALIFET	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社クラ・ゼミ	平成二十八年七月一日

二 認証年月日

平成二十八年六月二十九日

○宮城県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字長柴三の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間

変更の前後

敷地の幅員
(メートル)

敷地の延長
(メートル)

備考

気仙沼市浪板五五番五地先から
同市浪板二番一 địa先まで

後		前		備考
B	A	C	A	
一三・六 二二・三・一	九・〇 一〇・二	九・三 一〇・二	一三・六 二二・三・一	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一一七・〇	一一七・〇	一一七・〇	一一七・〇	

○宮城県告示第六百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

渋谷商事株式会社

二 事業施行期間

平成二十八年七月八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

名取市上余田字市坪の一部

四 土地区画整理事業の名称

名取市上余田土地区画整理事業

五 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

六 施行認可の年月日

平成二十八年七月四日

七 施行者の住所

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所に掲示して行う。

○宮城県告示第六百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市愛島東部第二土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市愛島等島字後谷地七十八番地の二十五（四十四街区一画地）

三 設立認可の年月日

平成十一年十二月十日

四 変更認可の年月日

平成二十八年七月一日

○宮城県告示第六百十九号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表石巻商工信用組合の項中

石巻市中央二丁目十一番五号

を

石巻市中央二丁目九番三号

に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年七月八日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年五月十六日から適用する。

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年七月八日

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 名取市高柳字圭田二百八十一番、二百八十二番、二百八十三番一、二百八十三番二、二百八十四番一、二百八十四番二、二百八十五番、二百八十六番、二百八十七番、二百八十九番、二百九十一番一、二百九十二番一、二百九十五番、二百九十六番、二百九十七番、二百九十八番、三百一、三百二番、三百三番、三百四番、三百五番、二百九十一番一地先の道の一部、二百九十二番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察指掌情報管理システム機器賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部刑事部鑑識課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）

の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十八年七月二十日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十八年七月二十日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年八月三日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十八年八月二十四日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年八月二十五日（木）午後九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇一会議室
 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of equipment for the Miyagi Prefectural Police Fingerprint/Palmprint Information Management System-1 set

2 Duration of Contract : January 1, 2017 to December 31, 2021

3 Location : Identification Division, Criminal Investigation Department, Miyagi Prefectural

Police Headquarters and other locations.

4 Bid Deadline : August 25, 2016, 5 : 00 pm.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
 平成二十八年七月八日 宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成二十八年七月十四日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第三号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第93号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成28年7月8日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成27年、28年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成28年8月10日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者	平成28年9月30日まで	宮城県運転免許センター

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成28年7月8日（金）から平成28年7月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成28年7月8日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221・222）